

平成27年度海老名市介護保険運営協議会委嘱式及び第1回会議 結果

日 時：平成27年5月1日（金）
午後1時30分～午後2時30分
場 所：海老名市役所 政策審議室

出席委員 12名

高橋委員、鈴木委員、久田委員、小賀坂委員、花田委員、平本委員、川村委員
橋本委員、神崎委員、加藤委員、高野委員、吉田委員

（窪田委員・大貫委員欠席）

海老名市
内野市長

事務局（保健福祉部） 6名

横山保健福祉部長、清田保健福祉部次長、小澤参事兼高齢介護課長、
萩原主幹兼高齢者支援係長、荒井介護保険係長、井上主事

1 開 会 （司会：小澤参事兼高齢介護課長）

2 委嘱状交付

※内野市長より各委員に交付。

3 市長あいさつ （内野市長）

介護保険運営協議会委員の任期は3年間ではありますが、期間中よろしくお願
いたします。

第6期の介護保険料の月額基準額は、第5期と比較して490円負担増の4,390
円とさせていただきますが、海老名市は県内で比較すると安い保険料となっ
ています。

施設に目を向けますと、3年置きに特養の整備を実施しておりますが、まだ
まだ待機者が多くいる状態です。

今後は在宅にシフトしていくことも考えていかなければならないと思っ
ています。

三師会をはじめ関係機関と包括ケアシステムの構築に向け動き出したところ
ありますが、手始めにさつき町をモデルケースに課題を抽出し、在宅のあり方
あるいは少子高齢化に対応する制度づくりを進めていきたいと思っ
ています。

介護保険運営協議会は、介護保険の中核を占める組織です。忌憚のないご
意見をいただきたいと思っ
ています。よろしくお願
いします。

4 委員自己紹介（委員各自）

5 事務局紹介（部長以下各自）

6 会長・副会長選出（委員互選）

委員から事務局一任との声があり、会長に高橋委員、副会長に鈴木委員を推薦したいと案を提示したところ、異議なく全委員の了承が得られたため、案のとおり両氏が選出された。

7 会長・副会長あいさつ（高橋会長・鈴木副会長）

高橋会長：

今後、3年間、みなさま方とともに、医療や介護保険を含む高齢者保健福祉対策について、議論・協議してまいりたいと思っています。

認知症高齢者の増加、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、都市部における急速な高齢化など、介護保険を取り巻く状況も変化してきています。

我々の3年間の任期期間である、平成27年度から平成29年度までの間、第6期介護保険事業計画に基づく、介護保険制度の運営に当たり、協議会として、このような視点からの議論が重要になってきます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

鈴木副会長：

会長を補佐し、今後、3年間、協議会において、介護保険事業について、議論・協議してまいりたいと思っています。

どうぞ、よろしく申し上げます。

8 議 題（進行：高橋会長）

(1) えびな高齢者プラン21【第6期】について（萩原係長・荒井係長）

- ・高齢者プラン21は3年ごとに事業計画として作成し、実施している。
- ・基本理念は「住み慣れた地域でふれあい支え合いいつまでも健康で生きがいのある生活の実現」
- ・現状の課題、評価を踏まえて計画を作成している。
- ・市内でアンケート調査を実施し、それを踏まえて作成している。
- ・基本目標が3つある。
 - I 健康生活を送るための事業推進
 - II 地域包括ケアシステムの推進
 - III 介護保険制度の適正な運営
- ・それぞれの基本目標に施策体系を設けている。

- ・介護保険制度についても、現状の課題、評価を踏まえて計画を作成している。
- ・計画期間の人口の推計等を基に各介護サービスの利用状況の予測をしている。
- ・地域密着型サービス事業の複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を第6期中に提供する計画である。
- ・施設では、特別養護老人ホームとグループホームの整備を予定している。

委員からの質疑、意見なし。

(2) 介護保険制度の改正について（荒井係長）

- ・介護保険制度は3年ごとに改定が行われているが、今回の改定は中でも大きな改定になっている。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることを目指す「地域包括ケア」の考え方に基づく改正内容となっている。
- ・今回の改正は、改正の内容によって開始時期が異なっている。
- ・特別養護老人ホームの新規入所者が原則要介護3以上となります。（平成27年4月から）
- ・介護報酬が2.27%引き下げられます。（平成27年4月から）
- ・住所地特例の対象にサービス付高齢者向け住宅が加えられます。（平成27年4月から）
- ・第2段階及び第3段階の多床室の居住費の負担限度額及び基準費用額が320円から370円に変更されます。（平成27年4月から）
- ・保険料の月額基準額が4,390円になります。（平成27年4月から）
- ・低所得者への軽減措置が2段階で実施されます。（平成27年4月から、第2弾は平成29年4月から）
- ・一定以上の所得者のサービス利用に係る自己負担割合が2割になります。（平成27年8月から）
- ・負担限度額認定の適用要件に資産要件が加わります。（平成27年8月から）
- ・高額介護サービス費の所得区分に「現役並み所得者」が新設されます。（平成27年8月から）
- ・小規模通所介護が地域密着型サービスに移行され市が指定することになります。（平成28年4月から）
- ・予防給付のうち訪問介護と通所介護について市の事業である「地域支援事業」に移行されます。（平成29年4月から）

委員 負担限度認定の適用要件に資産要件が加わるとのことだが、預金の有無はどのように把握するのか。

事務局 申請者の自己申告になります。金融機関等への預貯金の照会の実施が可能となっています。

(3) 海老名市介護保険施設等公募選定委員会委員の推薦について（荒井係長）

立候補する委員がいなかったため、事務局案（加藤委員）を提示したところ、異議がなかったため、加藤委員を推薦することとした。

(4) その他（荒井係長）

第2回協議会は、8月中～下旬に開催をしたい。

9 閉 会 （副会長）

委員の皆様には、今後3年間、当協議会において、様々なご意見、ご提案をいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。